特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和7年10月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	健康増進事業に関する事務			
②事務の概要	健康増進法に基づき、住民の健康の増進を図るため健康教育、健康相談、訪問指導及び次に揚げる健康増進事業を実施する。 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④特定健康診査非対称者に対する健康診査 ⑤特定健診非対称者に対する保健指導 ⑥がん検診 行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規制に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 <public hub(pmh)を活用した情報連携に係る自治体検診事務="" medical=""> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。・住民が、検診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アプリヌは医療機関のシステムで用いることにより、医療機関・検診会場(以下、検診施設等)において住民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。・自治体は、医療機関から入力された問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。・自治体は、医療機関から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。・自治体は、医療機関から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。</public>			
③システムの名称	①健康管理システム、②地域健康支援システム(健康かるて)、③宛名管理システム、④団体内統合宛名管理システム、⑤中間サーバー、⑥情報提供ネットワークシステム、⑦Public Medical Hub(PMH)			
2. 特定個人情報ファイ	fル名			
健康管理情報ファイル、地	地域健康支援情報ファイル、宛名情報ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の 111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一主務省令で定める事務を定める命令 第54条 ・健康増進法施行規則第4条の2			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表の 111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第54条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主 務省令第2条の表139の項			

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署					
②所属長の役職名	保健福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-56-8840				
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和]7年3月12日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年3月12日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。 	施機関については、それぞれ重点	点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネットワークシステム	を通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワークシ	レステムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発 1918年 - 1918年 -				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
炙 更口				佐山时	佐山时別に除る説明
令和6年3月1日	I 関連情報	①健康管理システム ②地域健康支援システム	(1)健康管理システム、(2)地域健康支援システム	事後	
 -	IT 閉心中小手去兒	(健康かるて) ②宛名管理システム ③団体内 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	<u>(健康かるで)、②死名官理ンステム、③団体内)</u> ・行政手続における特定の個人を識別するため		
令和7年3月12日			の番号の利用等に関する法律 第9条第1項及	事後	
A T T- A D + A D	1 関連情報	(情報提供)	・行政手続における特定の個人を識別するため	±.44	
令和7年3月12日	4. 情報提供ネットワークシス	・行政手続における特定の個人を識別するため	の番号の利用等に関する法律 第9条第1項及	事後	
令和7年3月12日	Ⅳ リスク対策		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登	事後	
17417年3万12日	8. 人手を介在させる作業		録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ	一	
令和7年3月12日	Ⅳ リスク対策		業務システムの利用において、担当業務に必	事後	
	11. <u>最も優先度が高いと考え</u> 1. 特定個人情報ファイルを	 健康増進法に基づき、住民の健康の増進を図	要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アク 健康増進法に基づき、住民の健康の増進を図		
令和7年10月27日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務		では、	事前	
-		①佐康教育、佐康竹談、訪问指導及び次 ①健康管理システム、②地域健康支援システム			
令和7年10月27日	2. 特定個人情報ファイル名	(健康かるて)、②宛名管理システム、③団体内	(健康かるて)、③宛名管理システム、④団体内	事前	
A T = 2 = 1 = 1 = 1			・行政手続における特定の個人を識別するため		
令和/年10月2/日	3. 個人番号の利用	の番号の利用等に関する法律 第9条第1項及	の番号の利用等に関する法律第9条第1項及び	事前 	
令和7年10月27日	8. 特定個人情報ファイルの取		保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見	事前	
13/11/1/10/12/14	扱いに関する問合せ	55番地 0136-44-2121	55番地_0136-56-8840		
令和7年10月27日	IV リスク対策	委託しない	委託する	事前	
-	4. 特定個人情報ファイルの取		リスク対策:十分である		
				· · · · ·	
L					